

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、以下の行動計画を策定する。

計画期間：2021年6月1日～2026年5月31日までの5年間

目標① 採用者の女性比率10%以上を保持する

- ・学校（高校）と連携した学生に対する積極的な広報の実施。

目標② 女性社員の成長機会の拡大

- ・女性社員活躍推進に向けた研修の実施。

目標③ 女性が能力を発揮しやすい職場風土の醸成と制度の充実を図る

- ・仕事と育児の両立を支援するために勤務制度等の充実を図る。
- ・育児・介護休業等の諸制度や利用手順についての周知を行う。
- ・社員に年次有給休暇取得の奨励を行う。